



島根県報

平成17年 7 月 8 日 (金)
第 1,690 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による介護機関の指定	(地 域 福 祉 課)	1
児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(障 害 者 福 祉 課)	2
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(")	2
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(")	3
知的障害者福祉法の規定に基づく指定知的障害者更正施設等の指定	(")	3
島根県持続農業導入指針変更の公表	(農 畜 産 振 興 課)	3
県営土地改良事業計画の変更	(農 村 整 備 課)	4
換地計画書の縦覧 (2 件)	(")	4
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	5
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(経 営 支 援 課)	5
道路の供用開始	(道 路 維 持 課)	6
換地処分の届出	(都 市 計 画 課)	6

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	6
特定非営利活動法人の定款の変更の申請に係る書類の縦覧	(")	7
土地区画整理組合の定款の変更の認可	(都 市 計 画 課)	8
安全安心情報提供基盤用パソコン13式の購入に係る一般競争入札の実施	(警 察 本 部)	8

雑 報

平成17年度行政書士試験の実施	(総 務 課)	10
平成17年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験の実施	(消 防 防 災 課)	11
平成17年度液化石油ガス設備士試験の実施	(")	12

告 示

島根県告示第781号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成17年 7 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
有限会社 ファミリーケア	松江市袖師町7-8	通所介護	デイサービスセンター ファミリーくや	松江市国屋町592番地3の1	平成17年6月16日
特定非営利活動法人 ひまわり	浜田市佐野町イ193番地	通所介護	デイサービス ひまわり	浜田市佐野町イ193	平成17年6月15日
有限会社 ホットケアセンター	浜田市朝日町1518番地	訪問介護	介護屋さん ほっと	浜田市朝日町1518番地	平成17年6月16日

島根県告示第782号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成17年7月8日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
特定非営利活動法人 エプロンの会	居宅介護	エプロンの会	安来市安来町1576	平成17年6月22日
株式会社 コムスン	居宅介護	株式会社コムスン 雲南ケアセンター	雲南市三刀屋町三刀屋1221-3	平成17年6月22日
株式会社 コムスン	居宅介護	株式会社コムスン 浜田中央ケアセンター	浜田市黒川町4196 岡本ビル2F1号	平成17年6月22日
社会福祉法人 つわぶき	デイサービス	デイサービス つわぶき	松江市乃木福富町318-1	平成17年6月22日

島根県告示第783号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第17条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成17年7月8日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
特定非営利活動法人 エプロンの会	居宅介護	エプロンの会	安来市安来町1576	平成17年6月22日
株式会社 コムスン	居宅介護	株式会社コムスン 雲南ケアセンター	雲南市三刀屋町三刀屋1221-3	平成17年6月22日

株式会社 コムスン	居宅介護	株式会社コムスン 浜田中央ケアセンター	浜田市黒川町4196 岡本ビル 2 F 1 号	平成17年 6 月22日
-----------	------	---------------------	-------------------------	--------------

島根県告示第784号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17第 1 項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第15条の23第 1 号の規定に基づき告示する。

平成17年 7 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定年月日
特定非営利活動法人 エプロンの会	居宅介護	エプロンの会	安来市安来町1576	平成17年 6 月22日
株式会社 コムスン	居宅介護	株式会社コムスン 雲南ケアセンター	雲南市三刀屋町三刀屋1221 - 3	平成17年 6 月22日
株式会社 コムスン	居宅介護	株式会社コムスン 浜田中央ケアセンター	浜田市黒川町4196 岡本ビル 2 F 1 号	平成17年 6 月22日

島根県告示第785号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の24第 1 項の規定に基づき、指定知的障害者更生施設等を次のとおり指定したので、同法第15条の31第 1 号の規定に基づき告示する。

平成17年 7 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

経営主体の名称	指定した施設種別	施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	指 定年月日
社会福祉法人 山陰家庭学院	通所授産	はばたき	松江市島根町大芦2178 - 3	平成17年 6 月22日
社会福祉法人 昇陽会	通所授産	ひまわり	大田市大田町吉永1453 - 15	平成17年 6 月22日

島根県告示第786号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第 3 条第 3 項の規定により島根県持続農業導入指針を平成17年 6 月21日に変更したので、同条第 4 項の規定により、別冊のとおり公表する。

別冊は、掲載を省略し、島根県農林水産部農畜産振興課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。

平成17年 7 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第787号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、飯石南（吉田）地区を受益地域とする農道事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成17年7月8日

島根県知事 澄田信義

1 縦覧に供する書類の名称

飯石南（吉田）地区農道事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

雲南市役所

島根県告示第788号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う金山地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成17年7月8日

島根県知事 澄田信義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成17年7月8日から21日間

3 縦覧の場所

出雲市役所

島根県告示第789号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う稲原地区第2工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成17年7月8日

島根県知事 澄田信義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成17年7月8日から21日間

3 縦覧の場所
奥出雲町役場

島根県告示第790号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。
平成17年 7 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

松江市鹿島町佐陀本郷字空地809 - 1、811、812、813、814、815、817、字坂根2566、2568、2569、字空ノ地2571、2572、2574、2575、2576、2577、2578、2579、2580、2582、2586、2588、2591、2592

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第791号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成17年 7 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン益田 島根県益田市高津町イ1128番地112外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社ゆめカード 代表取締役社長 滝本 繁 広島県広島市南区京橋町2番22号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

空床

(変更後)

ジャスト商事株式会社 代表取締役 湊 勝廣 島根県益田市遠田町2236

(4) 変更の年月日

平成17年 6 月25日

2 届出年月日

平成17年6月29日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市企業誘致・振興課(益田市常盤町1番地1号)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第792号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年7月8日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	大田井田江津線	江津市波積町本郷598番6地先から同209番1地先まで	メートル 520.00	平成17年 7月8日	浜田土木建築事務所	

島根県告示第793号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により、出雲都市計画事業北部第二土地区画整理事業施行者出雲市代表者出雲市長西尾理弘から平成17年6月27日付けで換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年7月8日

島根県知事 澄田信義

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年7月8日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年 6 月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 やまびこ

3 代表者の氏名

萬波一郎

4 主たる事務所の所在地

安来市広瀬町上山佐1397番地 2

5 定款に記載された目的

この法人は、安来市、島根県東部斐伊川流域及び県内外の施設利用者に対して山佐ダムの水質浄化や水資源の涵養、流域環境整備の推進と山佐ダム周辺の施設のキャンプ場、コテージ、山佐ダム体験交流施設、グラウンドゴルフ場、そば畑、周辺公園等の管理運営に関する事業を行い、地元住民はもとより都市部の皆さんの憩いの場として心身の健康と生活文化向上に寄与し、ダム水源地域の恵まれた自然を保全し地域振興を図り活力あるまちづくりをすることを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第 5 項において準用する第10条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 7 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年 6 月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 弥栄発生活りハビリネット

3 代表者の氏名

岩田芳江

4 主たる事務所の所在地

那賀郡弥栄村大字野坂92番地

5 定款に記載された目的

この法人は、保健・医療・福祉に関する事業、研究並びに様々な社会教育事業を行うことにより、地域に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター(県庁南庁舎1階)

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成17年7月8日

島根県知事 澄 田 信 義

1 土地区画整理組合の名称

江津市和木北部土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成11年8月31日から平成18年3月31日まで

3 施行地区

江津市和木町の一部

4 事務所の所在地

江津市江津町1525番地

5 設立認可の年月日

平成11年8月31日

6 変更認可の年月日

平成17年7月8日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

平成17年7月8日

島根県警察本部長 塩 川 実喜夫

1 入札の内容

(1) 入札の件名

安全安心情報提供基盤用パソコン13式の購入

(2) 物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成17年8月12日

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第5条の規定により入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事の承認を受け、物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者名簿の営業種目[1 文具・事務用機器 - (4)情報処理機器]又は[4 機械機具類 - (5)電機通信機器]に登録されたものであること。
- (3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。
- (4) 島根県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8510 島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話0852 - 26 - 0110 内線2235 ~ 2236

- (2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成17年7月8日から7月14日までの間、上記(1)の場所において交付する。
(交付時間は土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。)

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年7月21日(木) 午後2時00分
イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階入札室
ウ 開札 即時開札

4 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

6 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

10 その他

詳細は入札説明書による。

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により島根県知事から財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成11年自治省告示第250号）第8に基づき、次のとおり公示する。

平成17年7月8日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 池ノ内 祐 司

1 試験期日

平成17年10月23日（日）午後1時から午後3時30分まで

2 試験場所

くにびきメッセ 松江市学園南1 2 1

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数 40題)	行政書士法（行政書士法施行規則を含む。）、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成17年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
一般教養 (出題数 20題)	

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「一般教養」は択一式とする。

4 受験手続

(1) 受付期間 平成17年8月1日（月）から8月31日（水）まで

(2) 受付場所 (財)行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送すること（あて先は印刷済み。）。8月31日の消印があるものまで受け付ける。

(3) 提出書類 受験願書一式（配付場所については、(5)を参照すること。）

(4) 受験手数料 7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を参照すること。

(5) 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

ア 郵送配布

配布期間 平成17年8月1日（月）から8月23日（火）まで

郵送を希望する場合は、表に「行政書士試験願書請求」と朱書きした封筒に、140円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒（角2号：A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ）を同封の上、下記あて先まで郵便で請求すること（8月23日必着のこと。）。

名称 (財)行政書士試験研究センター

住所 〒100-8879 東京中央郵便局留

(注) 郵送による場合は、郵送に要する日数（1週間程度）に注意すること。

イ 窓口配布

(ア) 配布期間 平成17年8月1日(月)から8月31日(水)まで
ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(イ) 配布場所

a 島根県総務部総務課、島根県庁1階受付、島根県庁県民室、島根県県政情報センター、島根県隠岐支庁総務局、各総務事務所又は川本総務事務所大田分室

配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで

b 島根県行政書士会(松江市殿町2)

配布時間 午前9時から午後5時まで

(6) 問合せ先

(財)行政書士試験研究センター

電話番号 03 - 5251 - 5600

5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある者は、障害の状態により必要な措置を講ずることがあるので、受験申込みに先立って問い合わせ先へ早めに相談すること。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 平成18年1月19日(木)午前9時

(2) 方法 (財)行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、試験地が島根県である受験者については、島根県報及び県庁前掲示板にも合格者の受験番号を公示する。

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第31条の規定に基づき、島根県知事の委任に係る平成17年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施するので、高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則(昭和41年通商産業省令第54号)第11条の規定により公示する。

平成17年7月8日

高圧ガス保安協会会長 大角 恒 生

1 試験の種類

乙種化学責任者試験

乙種機械責任者試験

丙種化学責任者試験(液化石油ガス)

丙種化学責任者試験(特別)

第二種冷凍機械責任者試験

第三種冷凍機械責任者試験

第一種販売主任者試験

第二種販売主任者試験

2 試験日時

平成17年11月13日(日)午前9時30分から

3 試験場所

松江市及び江津市

4 受験資格

年齢、学歴、経験に関係なく誰でも受験できる。

5 合格基準

合格基準点は、各科目とも満点の60パーセント程度とする。

6 受験願書(案内)常置場所及び提出先

(1) 電子申請:平成17年7月19日(火)から高圧ガス保安協会ホームページ掲載(<http://www.khk.or.jp>)

(2) 書面受付:平成17年7月19日(火)から下記の試験事務所で無料配布

松江市千鳥町15番地 コープビル1F

社団法人島根県エルピーガス協会内 島根県試験事務所

T E L 0852 21 9716 F A X 0852 - 27 - 8050

7 受験願書受付期間及び受付方法

(1) 電子申請:平成17年8月29日(月)から9月11日(日)まで

高圧ガス保安協会ホームページで受け付ける。(<http://www.khk.or.jp>)

受付開始時刻は、受付開始日の午前10時から、受付期間中24時間受け付ける。ただし、受付終了日の9月11日(日)は、午後5時まで。

(2) 書面受付:平成17年8月29日(月)から9月9日(金)まで

島根県試験事務所で、郵送又は直接受け付ける。

(郵送による場合は、9月9日までの消印があるもの(料金別納郵便、料金後納郵便、メール宅配便等それに類似するものにあつては、受付期間内に到着したもの)に限り受け付ける。

ただし、全科目免除に該当する者は、試験の種類に関係なくすべて高圧ガス保安協会試験センターに提出)

8 受験手数料

乙種化学責任者試験、乙種機械責任者試験及び第二種冷凍機械責任者試験 10,000円

丙種化学責任者試験及び第三種冷凍機械責任者試験 9,400円

第一種販売主任者試験 8,500円

第二種販売主任者試験 6,700円

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第38条の6第1項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る平成17年度液化石油ガス設備士試験を次のとおり実施するので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年通商産業省令第11号)第104条第3項の規定により公示する。

平成17年7月8日

高圧ガス保安協会会長 大角 恒 生

1 試験の種類

液化石油ガス設備士試験

2 試験日時

筆記試験 平成17年11月13日(日)午前9時30分から

技能試験 平成17年11月27日(日)液化石油ガス設備士技能試験受験票の技能試験日時欄に記載された時間

3 試験地

筆記試験 松江市及び江津市

技能試験 液化石油ガス設備士技能試験受験票の技能試験日時欄に記載された場所

4 受験資格

年齢、学歴、経験に関係なく誰でも受験できる。

5 合格基準

合格基準点は、筆記(各科目)・技能試験とも、それぞれ満点の60パーセント程度とする。

6 受験願書(案内)常置場所及び提出先

- (1) 電子申請：平成17年7月19日(火)から高圧ガス保安協会ホームページ掲載 (<http://www.khk.or.jp>)
- (2) 書面受付：平成17年7月19日(火)から下記の試験事務所で無料配布
松江市千鳥町15番地 コープビル1F
社団法人島根県エルピーガス協会内 島根県試験事務所
TEL0852 21 9716 FAX0852 - 27 - 8050

7 受験願書受付期間及び受付方法

- (1) 電子申請：平成17年8月29日(月)から9月11日(日)まで
高圧ガス保安協会ホームページで受け付ける。(<http://www.khk.or.jp>)
受付開始時刻は、受付開始日の午前10時から、受付期間中24時間受け付ける。ただし、受付終了日の9月11日(日)は、午後5時まで。
- (2) 書面受付：平成17年8月29日(月)から9月9日(金)まで
島根県試験事務所で、郵送又は直接受け付ける。
(郵送による場合は、9月9日までの消印があるもの(料金別納郵便、料金後納郵便、メール宅配便等それに類似するもの)にあっては、受付期間内に到着したもの)に限り受け付ける。)

8 受験手数料

23,000円

